

基本計画

- 第1章 施策の体系図
- 第2章 施策の体系
- 第3章 まちづくりにおける
全庁横断課題

第 1 章 施策の体系図

【まちづくりの基本理念】
「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

【まちの将来像】
人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市

政策

1 快適で魅力ある
まちづくり

2 自然にやさしい
まちづくり

3 活力ある産業の
まちづくり

施策

① 生活基盤の充実

② 交通体系の充実

③ 地域情報化の推進

④ 防災対策の推進

⑤ 交通安全・防犯の推進

① 自然環境の保全

② 生活環境の向上

③ 循環型社会の形成

① 農・林・水産業の振興

② 商工業の振興

③ 観光業の振興

④ 雇用の促進

基本事業

移住定住促進

安全で良質な水の安定供給

住宅環境の整備

景観の保全と整備

地域に合った土地利用の規制・誘導

公園・広場の活性化

中心市街地の活性化

バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

道路ネットワークの構築

バス輸送等の確保

鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進

インターネット環境、携帯電話を活用した情報活用促進

地域情報化基盤の整備

防災関連施設の整備

災害危険箇所の整備

防災関係機関・団体等と連携した体制づくり

防災知識の普及啓発

火災・救急・救助活動の推進

治水対策の推進

災害復旧対策の推進

消費生活の安全性向上

防犯活動の推進

交通安全の推進

森林の保全

温室効果ガスの発生抑制

環境学習の推進

環境に関するルール、仕組みの整備

環境衛生の向上

地域美化活動の促進

リサイクル等の推進

不法投棄の防止

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理施設の整備・管理

農林漁業経営体への支援

集落営農の推進

農林水産業の新規就労（就農等）の支援

農林水産業の推進

地産地消の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

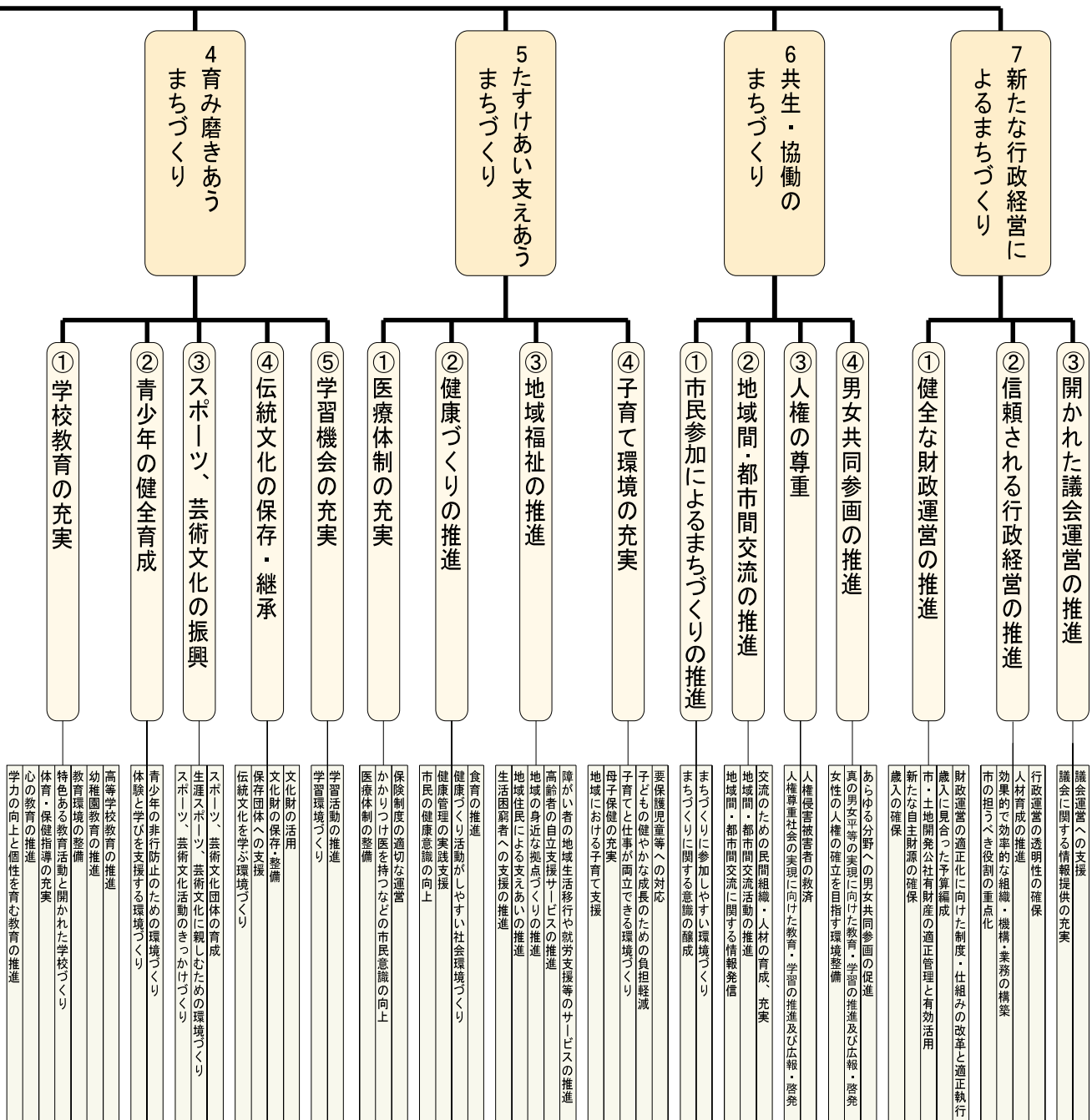
観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進

観光農林漁業の推進



第 2 章 施策の体系

施策の体系では、施策ごとに、目的（対象・意図）を明確にした上で、現状及び課題を整理し、施策を進める方針を示しています。

目的は、対象と意図で構成されます。対象とは、その施策を通じて働きかける相手（人やモノ）を指し、意図は対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのか、その目指すところを指します。

また、意図の達成度を示す成果指標を設定した上で、前期基本計画の最終年度である平成24年度における目標値を示しています。

さらに、施策の目的達成に向け、具体的に取り組む基本事業を設定し、その体系と内容を示しています。

【用語解説】

用 語		解 説
施策の目的	対 象	施策を通じて働きかける相手（人やもの）
	意 図	対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのか
成 果 指 標		意図の達成度を測る指標
基 本 事 業		施策の目標達成のためにそれぞれの施策の下に位置付けた具体的手段（事務事業）をまとめたもの。

第1節 快適で魅力あるまちづくり

1-1 生活基盤の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	ゆとりある住みやすいまちになる

2. 現状と課題

[現状]

- 本市の土地、家屋、就労の情報を一元化して提供するワンストップ窓口を設置し、移住定住希望者の相談を随時受け付けています。また、移住定住促進を図る目的でイベント等に参加し、本市のPRを行っていますが、関東と関西を比較した場合、本市移住への関心を持つのは関西居住者に多いことが分かりました。
- 市営住宅においては老朽化が進み、これに伴う修繕費が増加しています。また、民間住宅についても耐震化が遅れている状況です。
- 水道事業については需給バランスが確保され、水量が安定しており水質も清浄です。
- 土地利用について「秩序ある開発が行われている」と思う市民の割合は、市民意識調査（平成18年度）によると25%と低いですが、歴史・自然景観の保全についての市民満足度は高く、自然と調和した緑地空間の保全意識が醸成されています。
- 中心市街地については、同規模の近隣市と同様、商店数の減少や空き店舗率が増加していることなどから商店街は活性化していないと思われます。
- 都市公園については、市域全体としては一定数の整備がなされているものの、[※]地域によっては身近に憩える公園が少ないという指摘が子育て世代から多く寄せられているなど整備状況に地域差があります。
- 駅及び駅周辺の[※]バリアフリーに関しては、市民の満足度には地区によって差があり、利用者の多い駅においてもバリアフリーは不十分という状況です。

※地区と地域

「地区」とは旧市町の単位など複数の地域を包含する概念として用いています。

「地域」は地区自治公民館や自治会の単位を指して用います。

※バリアフリー（barrier free）

高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）ことをいいます。

[課題]

- 定住移住施策を効率的にPRしていく上で、ターゲットを関西方面に絞るか、関東・関西双方に情報発信を行っていくかの検討が必要です。
- 市営住宅においては、移住定住を促進する上で、既存の住宅ストックを有効活用していく必要があります。
- 水道施設は老朽化による機能低下が懸念されています。効率的かつ計画的な改修や、合理的な配水体制が必要です。
- 土地利用については、適正な用途地域指定による秩序ある市街地整備の促進を図る必要があります。また、今後策定する「霧島市景観計画（仮称）」や「霧島市景観条例（仮称）」等により、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要があります。
- 中心市街地を活性化させていくためには、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街、事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要があります。
- 公園緑地の整備については、各地域の目的に応じた機能の充実を図る必要があります。
- 駅周辺や公共施設等においては、段差のない歩行者空間を創出するなど、さらなるバリアフリーやユニバーサルデザインの推進が必要です。

3. 方針

- 生活基盤をより充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努めます。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進めます。さらに、若者や団塊世代の移住定住促進に積極的に取り組みます。

※霧島市景観計画（仮称）

景観法に基づき景観行政団体が定める計画で、良好な景観を「保全」し、損なわれた景観を「修復」し、優れた景観を「創造」するなど景観の形成に関する計画です。（本市は平成18年12月1日に景観行政団体になっています。）

※ユニバーサルデザイン（universal design）

バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方をいいます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	57.9	58.0

[設定理由]

- 「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、「無秩序な開発が進んでいると感じる市民の割合」が増加し、成果指標の低下が懸念されます。このため、地域の特性に応じた生活基盤の整備を計画的に進めることにより、現状水準の維持に努めます。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
生活基盤の充実	(1) 移住定住促進
	(2) 住宅環境の整備
	(3) 安全で良質な水の安定供給
	(4) 地域にあった土地利用の規制・誘導
	(5) 景観の保全と整備
	(6) 中心市街地の活性化
	(7) 公園・広場等の整備
	(8) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

6. 基本事業の内容

(1) 移住定住促進

- 本市を全国にPRし、移住者向けの情報提供を積極的に行います。また、移住者用住宅地の確保など、移住定住のための支援を行います。

(2) 住宅環境の整備

- 「^{*}市営住宅ストック活用計画」等に基づき既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅建設融資制度等の情報提供を行います。また、良質な住環境を確保するための整備事業を引き続き推進します。

※市営住宅ストック活用計画

現在管理している市営住宅の実情に合った建替・改善・維持保全などを行い、効果的に活用するために策定する計画で概ね10年間を計画期間としています。

(3) 安全で良質な水の安定供給

- 上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を引き続き安定して供給できるよう、計画的な施設の更新整備を行います。

(4) 地域にあった土地利用の規制・誘導

- 「霧島市土地利用計画（仮称）」を策定し、各々の地域特性に合わせた市域全域の[※]ゾーニングを行います。
- 「都市計画マスタープラン（仮称）」を策定し、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行います。

(5) 景観の保全と整備

- 「霧島市景観計画（仮称）」や「霧島市景観条例（仮称）」を策定し、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていきます。

(6) 中心市街地の活性化

- 買物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取り組みや、少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進めます。

(7) 公園・広場等の整備

- 地域性を考慮した「緑の基本計画（仮称）」を策定し、公園・広場等の適正な設置と面積増加を図ります。

(8) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- 駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民、事業所、行政が相互に連携してバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

※ゾーニング

都市計画において、都市をいくつかのゾーンに分割し、そのゾーン内の敷地に配置することのできる建物の用途や規模を法的に定めることをいいます。

1-2 交通体系の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	移動しやすくなる

2. 現状と課題

[現状]

- 本市は、空の玄関口である鹿児島空港をはじめ、九州縦貫自動車道、東九州自動車道のインターチェンジを有しているほか、国道・県道、主要幹線道路の整備が行われています。鉄道はJR日豊本線・肥薩線が運行しています。港湾は広域的な流通拠点としての利活用を図るため、隼人港・福山港の整備を行っています。このように高速交通体系や公共交通網が整備され、鹿児島県及び南九州の交通の要衝となっています。
- 公共交通網は整備されていますが、鉄道やバスの路線数や運行便数は不足しており、日常生活の移動手段が十分確保されているとは言えません。なお、平成18年11月から、一部地域において民間路線バスが廃止されました。
- 市民の移動手段の主たるものは自動車であり、市街地における交通量の増大は道路渋滞の一因となっています。また、老朽化による道路の破損箇所も多く、市民から苦情が寄せられています。
- 免許を取得していない学生や高齢者の多くは公共交通機関を利用し、観光客は主にタクシーや貸切バスを利用しています。

[課題]

- 市内幹線道路の渋滞を解消するため、バイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備が必要です。
- 生活道路及び橋梁については、老朽化に対する対策が必要です。
- 平成23年の九州新幹線全線開通による観光客増を見込み、鉄道の増便によるアクセス整備が必要です。
- 鹿児島空港の利用促進を図り、乗降客の増に努める必要があります。
- 将来の貨物運送需要に対応するために、港湾整備を進めていく必要があります。
- 日常生活の移動手段の確保や観光客の利便性の向上のため、バス等の公共交通体系の整備が必要です。

3. 方針

- 交通の要衝として、今後も交通量の増加が予想されます。そのため国道・県道については道路整備のための要望活動を行い、市道については年次計画により改良を進めます。
- 公共交通施策については関係機関と連携しながら市民の利便性を高めるための改善に積極的に取り組みます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
道路ネットワークの満足度 (幹線道路)	%	61.8	62.5
道路ネットワークの満足度 (生活道路)	%	59.7	60.0
鉄道の利用者数	路線/便/千人	2/124/3,640	2/124/3,700
航空の利用者数	路線/便/千人	21/83/5,710	24/84/6,000
バスの利用者数	路線/便/千人	34/150/154	73/384/442

[設定理由]

- 「道路ネットワークの満足度 (幹線道路)」については、市内の一部地域においては道路新設の計画があるものの、市域の全ての要望に応えることは難しい状況であるため、既設道路の拡幅などにより0.7%の成果向上を目指します。
- 「道路ネットワークの満足度 (生活道路)」については、「霧島市経営健全化計画」に基づき年次的に整備を進める予定ですが、市民意識調査 (平成18年度) によると生活道路について59.7%の市民が「概ね円滑に移動できている」と答えているため、現状水準の維持に努めます。
- 「鉄道の利用者数」については、少子化による通学者数の減少が懸念されますが、平成23年の九州新幹線全線開通に伴う観光客等の増加を見込み、6万人の利用者増を目指します。
- 「航空の利用者数」については、九州新幹線との競合など不安材料もありますが、県と連携しながら、空港アクセス道路や公共交通機関の整備・充実による利便性の向上を図り、観光客等の増加による3路線 / 1便 / 29万人の増加を目指します。
- 「バスの利用者数」については、平成20年度から新たな運行体系による「コミュニティバス」を市内全域で運行することなどにより39路線 / 234便 / 28万8,000人

の増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
交通体系の充実	(1) 道路ネットワークの構築
	(2) 鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進
	(3) バス輸送等の確保

6. 基本事業の内容

(1) 道路ネットワークの構築

- 道路渋滞を緩和するため、幅員の拡大や危険箇所の補修などの整備を行います。
- 駅などの交通結節点における環境整備を推進します。
- 広域的な地域間交流を促進するため、幹線道路の整備を引き続き行います。
- 生活道路については年次計画により改良工事や舗装工事を行い、併せて道路標識の充実を図ります。

(2) 鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進

- 公共交通機関に対し、路線数や運行便数の増を働きかけます。なお、観光施策や企業誘致施策などと連動させた公共交通網の整備による利用者の増加を図ります。
- 鉄道については、平成23年の九州新幹線全線開通を見据え、利用者の増加につながるような施策を展開していきます。
- 航空については、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。
- 隼人港外港の建設促進に努めるとともに、高速船の就航誘致等についても検討します。

(3) バス輸送等の確保

- 免許を取得していない学生や高齢者の移動手段確保のために、コミュニティバス等の充実を図るほか、民間バス会社との連携を密にして運行路線維持に努め、乗客の利便性向上に向けた検討・協議を行います。

1-3 地域情報化の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	情報通信網を活用できるようになる

2. 現状と課題

[現状]

- 市街地におけるテレビ、携帯電話、インターネット、ケーブルテレビの通信環境は整っていますが、中山間地域や市街地の一部では、テレビ難視聴地域や携帯電話の通信不能地域、インターネットの[※]ブロードバンド未整備地域があります。
- ブロードバンド未整備地域については、人口が少なく高齢者層が多いことなどから通信事業者の設備投資意欲が低く、通信事業者単独による環境整備は今後も期待しにくい状況にあります。一方、市街地の人口集中地域においては、光ファイバーの敷設地域が通信事業者により拡大予定であり、情報通信基盤の地域差拡大が懸念されます。
- 平成23年7月24日に地上アナログ放送が終了しますが、テレビ難視聴地域では、[※]地上デジタル放送に対応できない共同受信施設で地上アナログ放送を視聴している地域があります。

[課題]

- ブロードバンド未整備地域の解消に向けて、国・県の支援を受けながら通信事業者等と連携し、整備を行っていく必要があります。
- 携帯電話については、通信事業者に対し通信不能地域解消の要望を引き続き行っていく必要があります。
- 地上デジタル放送が受信困難なテレビ難視聴地域を、平成23年の地上デジタル放送への完全移行までに、受信可能とする環境整備を支援していく必要があります。

3. 方 針

- あらゆる情報通信基盤整備において、地理的状况により生じている地域差の是正に積極的に取り組みます。

※ブロードバンド

広い（ブロード）帯域（バンド）のことを意味し、光ファイバー、ADSL（非対称デジタル加入者回線）、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする通信回線のことをいいます。

※地上デジタル放送

地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したものです。従来のテレビ放送はアナログ放送でしたが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められました。デジタル化により、高画質化（ハイビジョン放送）や多チャンネル化、データ放送、移動受信（携帯電話）向け放送などの新しい放送サービスが可能になります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
ブロードバンドのカバー率	%	78.0	84.0
携帯電話のカバー率 (エリア)	%	60.0	66.0
T V受信カバー率 (世帯)	%	77.0	100

[設定理由]

- 「ブロードバンドのカバー率」については、総務省が推進する^{*}u-Japan 政策 (平成16年) におけるブロードバンド整備に掲げられた「平成22年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会に」という目標を基本に6%の成果向上を目指します。
- 「携帯電話のカバー率 (エリア)」については、山林・原野の面積が約6割を占める本市の実情から見て、通信不能地域の解消には限界がありますが、公共施設、住宅地、主要道路沿いの通信不能地域100%解消に向けて通信事業者へ要望を行うこととし、毎年市面積の1%が整備されることを目指します。
- 「T V受信カバー率 (世帯)」については、平成23年の地上デジタル放送への完全移行までに、市内全世帯が視聴できる環境整備を支援します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
地域情報化の推進	(1) 地域情報化基盤の整備
	(2) インターネット環境、携帯電話を活用した情報活用の促進

6. 基本事業の内容

(1) 地域情報化基盤の整備

- 通信事業者、放送事業者等と連携しながら、ブロードバンド環境の整備、携帯電話の通信不能地域解消、地上デジタル放送の視聴できる環境整備を行います。

(2) インターネット環境、携帯電話を活用した情報活用の促進

- インターネット環境や携帯電話を活用した情報提供と、情報の双方向性を活用した情報交換の場を実現します。

※u-Japan 政策

総務省では、平成22年には日本が世界を先導するICT国家のモデルとなることを目標とし「u-Japan 政策」(平成16年12月)において具体的な政策を展開しています。e-Japan 計画(行政主導での情報通信基盤や規制・制度改革といった情報通信基盤整備に重点をおいた計画)の基盤の上に立つ、実際のサービスや生き方、暮らし方(ソフト的指向)を国民全体で考えていくという計画です。

1-4 防災対策の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	災害から生命・財産が守られている

2. 現状と課題

[現状]

- 本市は、多様な地形を有しており、台風や洪水、高潮、地震、津波、火山噴火等による災害の発生が想定されています。
- 平成19年3月に「霧島市地域防災計画」を策定し、市内の防災関連施設を統合して運用する体制の整備等に取り組んでいます。また、防災マップを作成し、市民に対し災害危険箇所避難所の周知に努めるとともに、関係機関と連携し対策会議を開催しています。
- 災害による被害を最小限に防止するため、消防局や自衛隊、地元企業等と救急業務の相互応援や物資供給に関する協定を締結しています。また、円滑で迅速な救助活動が行えるよう日頃から防災訓練活動を行っています。
- 防災出前講座を開催するなど、市民の防災に対する知識を深めるとともに、防災意識の向上を図っています。
- 過去の災害状況を踏まえ、豪雨等による浸水被害を軽減するため、各種の治水対策事業の実施に向けた取り組みを行っています。

[課題]

- 防災関連施設整備の基本構想を決定し、防災行政無線等整備の具体的事業に取り組む必要があります。
- 速やかな災害危険箇所整備のために、県への要望活動を行うとともに、地権者に対し整備に関する理解と協力を求めていく必要があります。
- 災害発生時に速やかに応急体制を組織できるよう、消防局、自衛隊等の関係機関と日頃から情報交換を行い、連携のとれた継続的な体制づくりが必要です。
- 災害発生時に迅速な救助活動ができる環境を醸成するために、日頃から市民の防災に関する意識を高め、火災防御・防災訓練や応急処置講習等を継続的に開催する必要があります。
- 武力攻撃やテロ等から市民を守るための国民保護法の目的に基づき、市民の避難のための要領等を事前に作成する必要があります。
- 集中豪雨時の道路冠水等を軽減するため、円滑な排水対策が必要です。

3. 方針

○あらゆる災害から市民の生命・財産を守るために、日頃から市民一人ひとりに対し、自主防災の重要性を認識してもらうための取り組みを行います。また、大規模災害に備え、関係機関の相互応援体制の充実・強化を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
防災対策に対する市民の認識度	%	56.6	68.0
災害危険箇所の整備率	%	29.9	33.0
火災の発生件数	件	79	62以下
救命率	%	3.0	9.0

[設定理由]

- 「防災対策に対する市民の認識度」については、「住んでいる地域が災害に対し安全だと感じている市民の割合」から成果を把握することとし、市民意識調査(平成18年度)において、同質問に対し「そう感じる」または「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合が最も高かった50代と同水準の68%を目指します。
- 「災害危険箇所の整備率」については、年次的な整備を行うことに加えて着工から完成までの期間が長く、短期間で的大幅な成果向上が期待しにくいことから3.1%の成果向上を目指します。
- 「火災の発生件数」については、年間約80件で推移していますが、火災予防広報活動の積極的な推進や、消防法の改正により一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進により、平成18年度現状値の約80%である62件以下を目指します。
- 「救命率」については、救急隊員の技術の向上と、救急車到着前の応急処置のできる市民の育成により、現状の3倍である9%を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
防災対策の推進	(1) 防災関連施設の整備
	(2) 災害危険箇所の整備
	(3) 防災関係機関・団体等と連携した体制づくり
	(4) 火災・救急・救助活動の推進
	(5) 防災知識の普及啓発
	(6) 治水対策の推進
	(7) 災害復旧対策の推進

6. 基本事業の内容

(1) 防災関連施設の整備

- 各種災害に対応できる防災施設の整備に努めるとともに、国が地域の特性に応じた示した消防資機材等の消防力整備の基準に照らし消防施設の整備に努めます。
- 災害時における緊急時に備え非常食等の備蓄を行うとともに、被災想定区域の被害発生抑制に努めます。

(2) 災害危険箇所の整備

- 台風、豪雨等の災害に際して被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進するほか被害を未然に防止するため、日頃から災害危険箇所の状況調査に努めます。

(3) 防災関係機関・団体等と連携した体制づくり

- 災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の意思疎通を図るとともに、効果的な災害活動ができる体制づくりを行います。
- 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、自主防災組織の育成・強化に向けた取り組みを行います。

(4) 火災・救急・救助活動の推進

- 火災被害拡大防止のため、日頃から火災予防広報、防火教室、講習会等で火災発生未然防止を呼びかけます。
- 火災から生命、財産を守るための住宅用火災警報器設置の必要性の認識を高めることに努めます。
- 緊急時において、救命率の高い救急救助活動が行えるよう救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため普通救命講習を行います。

(5) 防災知識の普及啓発

- 防災マップを配布し、市民へ災害情報を提供するとともに、避難場所等の周知を行い、自衛手段の確保に努めます。
- 日頃から自主的に災害に備えてもらい、災害に対する対処能力の向上を図るために防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動を行います。

(6) 治水対策の推進

- 集中豪雨時の浸水被害の低減を図るとともに、被害が発生しないように各種治水対策事業を推進します。

(7) 災害復旧対策の推進

- 被災箇所の早期復旧に努め二次災害の防止を図ります。また、被災者の早期自立を図るため生活再建支援に努めます。

1-5 交通安全・防犯の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	交通事故や犯罪から生命・財産が守られている

2. 現状と課題

[現状]

- 交通事故は国分・隼人地区において多く発生しています。これは、空港、企業、商業施設の立地による交通量の増大に加えて、運転者のモラルやマナーの欠如が一因と考えられます。
- 犯罪発生率は非常に高く、万引き、車上狙い及び自転車の盗難などの窃盗犯が多くを占めています。
- 消費者被害に関しては、インターネットの普及によるネット通信販売に関するトラブルや、住宅リフォーム時のトラブルに関する相談が増加しています。特に高齢者や若者からの相談が多くなっています。

[課題]

- 交通安全や防犯に対する市民意識の高揚を図る必要があります。
- 交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、道路反射鏡の整備を重点的に行うほか信号機の設置要望を行い、市外からの来訪者にも分かりやすい案内板や標識などの整備を進める必要があります。
- 防犯パトロール隊の未結成地区においては、結成を働きかけていく必要があります。また、防犯灯、街路灯を整備し、見通しの良い明るい環境づくりに努める必要があります。
- 消費に関するトラブル防止や被害対策についての情報を市民に提供する必要があります。

3. 方針

- 市民・警察・民間企業・行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害拡大の防止に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
交通事故発生件数	件	1,003	948
刑法犯罪認知件数	件	1,239	973
刑法犯犯罪率 人口1万人当たりの刑法犯犯罪認知件数	件/万人	97.1	75.4
防犯を意識した行動をとっている市民の割合	%	84.1	90.0
犯罪に対して不安を持っている市民の割合	%	25.4	20.0
消費者被害にあわないよう意識した行動をとっている市民の割合	%	86.4	90.0

[設定理由]

- 「交通事故発生件数」については、「霧島市交通安全計画」において平成22年の発生件数を1,000件未満に設定しており、これに準じた目標値とします。
- 「刑法犯罪認知件数」については、県内犯罪率ワースト1位（平成16年度）を契機とする市民の防犯意識の高まりを持続させ、さらなる啓発活動等による266件の減少を目指します。
- 「刑法犯犯罪率（人口1万人当たりの刑法犯犯罪認知件数）」については、過去5年間における最少値である75.4件/万人を目指します。
- 「防犯を意識した行動をとっている市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると84.1%と高い傾向にありますが、「あんしん・あんぜん検定」実施等の啓発活動によりさらなる成果向上に努め、毎年1%ずつの上昇を目指します。
- 「犯罪に対して不安を持っている市民の割合」については、地域や警察等と一体となった取り組みを進めることにより5.4%の減少を目指します。
- 「消費者被害にあわないよう意識した行動をとっている市民の割合」については、情報提供や啓発活動を継続して行うことで「防犯を意識した行動をとっている市民の割合」と同水準の90%を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
交通安全・防犯の推進	(1) 交通安全の推進
	(2) 防犯活動の推進
	(3) 消費生活の安全性向上

6. 基本事業の内容

(1) 交通安全の推進

- 安心安全なまちづくりに関する意識の普及に努め、交通安全教室の開催や交通安全キャンペーンなどの広報啓発活動を行います。
- 交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、道路交通環境の充実を図ります。

(2) 防犯活動の推進

- 防犯に関する広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を実施するほか、迅速な情報提供を行います。
- 犯罪発生の抑制につながるよう自主防犯パトロール隊の結成・育成を図り、地域における連帯意識を醸成します。

(3) 消費生活の安全性向上

- 消費者被害に関する相談に的確に対応し、消費者の安全を守るとともに、トラブルの未然防止と被害者救済に取り組みます。
- 適正な計量・商品表示の促進を図り、消費生活の安全を確保します。



交通指導



防犯パトロール隊発足式

第2節 自然にやさしいまちづくり

2-1 自然環境の保全

1. 施策の目的

対 象	意 図
自然環境、市民	自然環境を保全する

2. 現状と課題

[現状]

- 大気、水質などについて環境観測が行われていますが、特に河川の水質については^{*}BODや大腸菌などの値が基準を満たしていない箇所が散見され、原因として排水による汚染が考えられます。
- 中山間地域では、シカをはじめとする有害鳥獣の増加に伴う樹木の食害や、伐採後の植林が進まないなどの問題が発生しており、森林の適正な保護が求められています。
- 近年、地球規模の深刻な環境問題が指摘されており、特に地球温暖化問題については、^{*}京都議定書における削減目標の達成について全国規模での取り組みが求められています。
- 本市は豊かな自然に恵まれてはいますが、市街地化が進んでいる地域において自然との触れあいが少なくなる傾向があり、自然の大切さを考える機会が少なくなっています。また、最近は様々な環境問題について話題になることが多く、市民の意識も高まってはいますが、体験的に自然環境を学べる機会が乏しい状況にあります。
- 平成18年9月に制定された「霧島市環境基本条例」に基づき、本市における環境行政に関する総合的な計画である「霧島市環境基本計画」を策定しています。

[課題]

- 河川の水質を保全するため、生活排水、工業排水、農薬の適正な使用、肥料の流出の防止、ホテル・旅館等の排水対策等が必要です。
- シカなど有害鳥獣の生息数の調査や、計画的な森林の伐採・植林が必要です。

※BOD「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略称

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるのに必要とされる酸素の量のことで、水質の指標として用いられます。水質が悪くなるほど、この値は高くなります。

※京都議定書

平成9年12月11日に京都で開催された地球温暖化防止京都会議で議決されたもので、二酸化炭素やメタンなどの地球温暖化の原因となる温室効果ガスを、期間を定めて削減することを定めています。

- 事業所として市が排出している温室効果ガスの量を調査し、地方自治体において策定が義務付けられている「地球温暖化対策推進実行計画」に基づき市民の模範として温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民の啓発に努めることが必要です。
- 市民が直接自然と触れあうイベントや、実際に自然の中で実施する環境学習等、体験的に自然環境を把握する機会の創出や充実、地域リーダーや教職員を対象とした環境教育指導者の育成のほか、「こどもエコクラブ」や「我が家の環境大臣」事業を活用し、普及啓発を行うことが必要です。
- 「霧島市環境基本計画」において定められている環境基準や事業別・地域別の環境配慮指針などの達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行う必要があります。

3. 方針

- 自然環境が保全されていると考える市民の割合は6割程度であり、自然環境が十分保全されているとは言えません。本市の豊かな自然を守るためには、さらに成果水準を高める必要があり、そのために行政のみではなく、市民や事業所と協働しながら取り組みます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
環境基準達成率	%	76.3 (平成17年度)	80.0
環境が保全されていると感じている市民の割合	%	61.7	67.0

[設定理由]

- 「環境基準達成率」については、大気・水質の環境観測の結果によると天降川・検校川の大腸菌数、中津川の水素イオン濃度 pH が基準を超えています。要因として、排水汚染や温泉の河川流入が挙げられ、短期間での抜本的な改善は困難であると考えられることから3.7%の向上を図る目標値としました。
- 「環境が保全されていると感じている市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると50代以上では67%と高い水準にあります。今後、自然環境を把握する体験的機会の創出等によりさらなる普及・啓発に努め、市民全体における割合が50代以上と同水準になるよう成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
自然環境の保全	(1) 公共水域の水質保全
	(2) 森林の保全
	(3) 温室効果ガスの発生抑制
	(4) 環境学習の推進
	(5) 環境に関するルール、仕組みの整備

6. 基本事業の内容

(1) 公共水域の水質保全

- 下水道整備を推進し供用開始区域における接続率のより一層の向上を目指すとともに、その他の地域では合併浄化槽設置を促進し、生活排水対策に積極的に取り組みます。
- 製造業を中心とした企業、事業所に対して、適正な排水処理を行うよう要請します。
- 農家等に対して、農薬の種類や散布回数など適正使用や、肥料の流出防止について周知を図ります。
- ホテル・旅館等に対して、浴槽水等の排水を適正に処理するよう要請します。

(2) 森林の保全

- 森林の持つ水源かん養、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止など多面的な機能を保全するために、森林の適切な維持管理等を推進します。

(3) 温室効果ガスの発生抑制

- 「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市が排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- エアコンの温度設定などによる省エネルギーの実践、公用車への低公害車の導入など、市が率先して取り組み、広報誌やホームページなどで情報提供に努め、市民に働きかけを行います。

(4) 環境学習の推進

- 環境教育者育成講座を開設して、小・中学校の教職員、地区自治公民館長などを環境リーダーとして育成し、学校や地域における環境学習を推進します。

(5) 環境に関するルール、仕組みの整備

- 「霧島市環境基本計画」において設定されている地域別・事業別の環境配慮指針や環境基準の達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行います。
- 環境に関する条例の目的を達成するため、市民・事業者への周知を図ります。

2-2 生活環境の向上

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	※生活環境を向上させる

2. 現状と課題

[現状]

- 人口の流入などによる市民の意識の変化やモラルの低下及びコミュニケーション不足、法的規制の周知の不徹底などにより、雑草の繁茂や不法投棄、野焼き、騒音・振動・悪臭、生活排水などに関する様々な苦情や相談が市に恒常的に寄せられています。
- 地区自治公民館による清掃作業や、企業によるボランティア作業など、様々な環境美化の取り組みが行われていますが、市民の参加割合はそれほど高くはありません。

[課題]

- 環境教育を推進することによって生活環境に関する市民意識の向上を図り、行政に頼らずに住民自身が地域の問題を解決し、地域の個性を發揮できるような地域社会の確立を促すとともに、法の規制がないものについては、条例の整備（地方自治体の事務に属する事柄に限ります。）や広報による問題提起・啓発活動等を行う必要があります。
- 広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取り組みを積極的に紹介するとともに、それぞれの取り組みをより効果的かつ継続して行うことができるような体制を整えながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行うことが必要です。

3. 方 針

- 環境教育を推進し、生活環境に関する市民意識の向上を図り、行政に頼らず、住民間の問題を住民自身が解決できるような地域社会の確立を目指すため、成果の向上を図ります。

※生活環境

「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいいます。（環境基本法における解釈）

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	28.0	30.0
美化活動に参加した市民の割合	%	65.4	70.0

[設定理由]

- 「生活環境が向上していると感じる市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると年代や地区により差異が見られる状況にありますが、環境情報の提供を継続して行うことにより2%増の成果向上を目指します。
- 「美化活動に参加した市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると、比較的水準の高い地区や男性の水準が70%程度であることから、環境意識を高める啓発活動を行うことにより、市民全体における割合が70%になるよう成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
生活環境の向上	(1) 環境衛生の向上
	(2) 地域美化活動の促進

6. 基本事業の内容

(1) 環境衛生の向上

- 情報の提供や助言を行いながら、自治会長や事業者等と協力して苦情処理を行い、地域の問題を地域住民自らが解決できるように取り組みます。
- 県等の関係機関、地域住民、事業所等と連携しながら衛生的な生活環境の保持に努めます。

(2) 地域美化活動の促進

- 市民や事業者等に対して、環境教育を実施し、市民の環境保全意識の高揚を図ります。
- 地域が一体となって美化活動を行うことができるよう地域リーダーの養成を図ります。
- 地域の特性を活かした美化活動を促進します。

2-3 循環型社会の形成

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	循環型社会の形成を推進する

2. 現状と課題

[現状]

- ごみの分別・再資源化及び適正処理の取り組みは概ね定着し、ごみの減量化が図られています。
- ごみの分別収集方法については、合併後も旧市町の制度が引き継がれており、地域の実情等を考慮しながら可能な限り一元化する方向で、現在も協議、調整が続けられています。
- ごみの収集・運搬及び資源ごみの一時保管・中間処理については、民間委託が進んでいますが、宅地開発や分譲、アパート・マンション等の新設により、国分・隼人地区においてごみステーションが年々増えており、ごみの収集運搬経費増の要因の一つとなっています。
- 不法投棄については、山林、河川、海岸等において、後を絶たない状況にあります。
- 一般廃棄物を中間処理（焼却）した際に生じる飛灰等については、市内に埋立処分する一般廃棄物管理型最終処分場の残余容量がないため、その処分を近隣自治体及び民間企業に委託しています。
- 牧園・横川地区し尿処理場（横川、牧園地区）では、し尿・汚泥の堆肥化が行われ、一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に寄与しています。また、南部し尿処理場（国分、霧島、隼人、福山地区）でも、し尿・汚泥の堆肥化の試みが進められています。

[課題]

- 廃棄物の発生抑制、資源の再使用（リターナブルびんの導入・活用等）及びリサイクル（生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等）を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図る必要があります。
- 地域ごとに異なるごみの分別収集方法等について、^{*}衛生自治団体と連携し、地域の実情を考慮しながら、さらなる一元化を図っていく必要があります。

※衛生自治団体

環境衛生思想の普及啓発や生活環境の改善向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与すること等を目的として設置された団体のことをいいます。

- マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図る必要があります。
- 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要があります。
- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要があります。
- ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要があります。

3. 方針

- 循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
市民一人当たりのごみの排出量	g/人日	949	900
リサイクル率	%	20.9	25.0

[設定理由]

- 「市民一人当たりのごみの排出量」については、さらなるごみ減量を推進するため、平成18年度比で約5%減の900g/人日を目指します。
- 「リサイクル率」については、平成22年度における国の目標値である24%に準じた目標値を設定します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
循環型社会の形成	(1) リサイクル等の推進
	(2) 廃棄物の適正処理の推進
	(3) 不法投棄の防止
	(4) 廃棄物処理施設の整備・管理

6. 基本事業の内容

(1) リサイクル等の推進

- 地域における分別収集活動の活性化のための支援を行います。
- 一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿・汚泥の堆肥化を推進します。
- 衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出のさらなる徹底、消費者の買い物袋の持参、環境に配慮した商品の購入等、ごみの排出抑制、資源の循環利用に係る普及啓発を行います。
- 衛生自治団体等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等を啓発します。
- 市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組みます。
- ごみの排出を抑制し、再利用やリサイクルへの誘導を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究を行います。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底します。
- 市で処理できない廃棄物（廃家電4品目、廃パソコン、在宅医療廃棄物、農薬、自動車、バイク、消火器等の処理困難廃棄物等）の適正処理について指導・啓発を行います。
- 自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行います。
- ごみステーションの増設を抑制するとともに、効率的な収集・運搬体制を検討・構築し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努めます。
- 事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行います。
- 一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保します。
- 災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、「霧島市地域防災計画」に基づき災害廃棄物の処理体制を整備・確保します。

(3) 不法投棄の防止

- 不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導を強化します。
- 不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置します。

(4) 廃棄物処理施設の整備・管理

- 可燃ごみ等の中間処理（焼却）において発生する飛灰等を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場を整備します。
- 一般廃棄物（し尿・汚泥を含む。）の中間処理施設（民間施設を含む。）及び最終処分場については、周辺的环境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、処理コストの削減に努めます。



分別回収